

町内で創業などを考えている人を支援します

来年度の補助金活用に向け、希望事業者の事前調査を行います

町 内で新たに創業や事業承継・第二創業、新事業展開に取り組む事業者を支援するため、創業などに必要な費用の一部を補助する添田町創業等支援事業補助金。来年度も多くの事業者が制度を活用できるよう補助金申請を希望する事業者の調査を行います。

◎対象となる創業の種類

▶**創業** 町内で事業を営んでいない個人または法人が、町内で新たに事業を始めること

▶**事業承継** 町内で事業を営んでいる個人の後継者が先代から事業を引き継ぐこと

▶**第二創業** 町内で事業を引き継いだ後継者が、業態転換や新事業・新分野に進出すること

▶**新事業展開** 事業を営んでいる個人または法人が、新事業や新分野への進出により、事業拡大や新たな雇用を創出すること

◎補助額

▶**町内に居住または町外から町内へ移住する人**

▷補助率：対象経費の1／2

▷上限額：飲食業・小売業・宿泊業・生活関連サービス業など100万円、その他の業種50万円

▶**町外に居住している人**

▷補助率：対象経費の1／2

▷上限額：一律30万円

◎補助要件

▶町内事業所を設置または設置することが確実である

▶申請年度内に創業等を行うまたは創業から2年を経過していないこと

▶創業から5年以上継続して町内で営業、かつ添田町商工会の会員になること

▶町税などに滞納がないこと など

◎**受付締切日** 令和8年11月20日(金)

※補助要件には複数の要件があります。

詳しくは問い合わせ、または町ホームページで確認ください。

☎ 添田町商工会(☎82-0244)

役場商工観光振興課商工振興係(☎82-1236)



↑ホームページはこちら

あいことばは「みんなでまちづくり」

みんなでまちづくり助成金を活用して活動してみませんか

町 をにぎやかにする活動や、地域課題解決への取り組みなど「住みたくなるまち」を目指して活動している団体の活動費を助成しています。地域の人や友人と、みんなでまちづくりを始めてみませんか。まずはご相談ください。

◎助成金の概要

	小さな活動	大きな活動
対象団体	①18歳以上の構成員が5人以上 ②構成員が5人以上添田町在住	①18歳以上の構成員が5人以上 ②構成員の過半数が添田町在住 または通勤・通学 ③団体の会則がある ④活動拠点が町内
交付額	上限5万円／年	上限20万円／年
交付回数	1団体1回	1団体1回
必要書類	①申請書 ②構成員名簿 ③事業計画書 ④予算書	①申請書 ②会則 ③会員名簿 ④事業計画書 ⑤予算書

◎**申請期限** 令和8年12月28日(月)

(土日祝日を除く)

※予算に達した場合は、申請期限前に締め切る場合があります。

◎**助成活動例** ▶花いっぱい運動

▶地域イベント ▶農林業体験

▶こども食堂 など

◎**活動対象経費** ▶講師の謝金・旅費

▶消耗品費 ▶スポーツ保険料

▶ボランティア保険料 ▶公民館の使用料 など

☎ 役場まちづくり課政策企画係

(☎82-5965)



9月1日から

生活道路の法定速度が

時速30キロになりました

改正道路交通法施行令の施行により、中央線などがない生活道路では、自動車の法定速度がこれまでの時速60キロから時速30キロに引き下げられました。

子どもや高齢者など、歩行者の安全を守るため、自動車は「ゆっくり、安全」な運転を心掛けましょう。

☎ 田川警察署(☎42-0110)

役場防災管財課防災安全係(☎82-4002)

生活道路とは・・・

通勤、通学、買い物など、地域の人が日常生活で利用する、中央線や中央分離帯のない比較的狭い道路のことを生活道路と呼びます。



詳細は福岡県警ホームページで確認ください

対象の生活道路は・・・

次のような道路が対象です。

▶中央線がない

▶車両通行帯（白線などの道路標示によって区切られた部分）がない道路

▶住宅地などにある地域の人が日常的に利用する道路

▶道路標識で別の速度指定がされていない道路



道路標識で時速40キロや時速50キロなどの速度が指定されている場合は、その指定された速度が最高速度となります。

40

なぜ時速30キロ？



通学や遊びで道路を利用する子どもたちを、飛び出し事故などから守ります



道路を横断する際の危険や、車とすれ違う際の恐怖感を和らげます

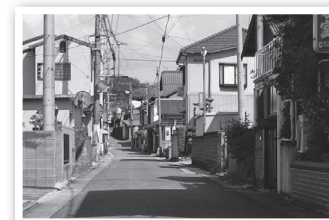


交通死亡事故のリスクを減らします。国土交通省の資料によると自動車の速度が

時速30キロ未満の事故は歩行者の致死率が1%未満ですが、30キロを超えると致死率が急上昇するといわれ、時速30キロは命を守る基準とされています。

添田町では・・・

町内でも住宅地を走る道路や通学路など、皆さんの暮らしに身近な生活道路がたくさんあります。



速度制限の道路標識がなかった畑川商店街



→岩瀬地区の桜町団地内を通る町道樋口・豊川線も新たに時速30キロ規制となります

生活道路以外は変わりません

中央線がある道路や車両通行帯がある道路、中央分離帯などで往復交通が分離された道路で、道路標識による速度制限がない道路は今までもおり時速60キロが基本です。